

最低賃金引上げに向けた対応

第2回 中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議



平成30年1月11日
厚生労働省

最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援

平成29年度補正予算案

○ 生産性の向上に資する設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）等を行い、事業所内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業等に対する助成金について、その支給対象地域を全国に拡充

今回の拡充内容

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場	【拡充後】 助成対象事業場
30 円以上	7 / 10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3 / 4 ↓ ※1 生産性要件を満たした場合 には 3 / 4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 4 / 5	50 万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	事業場内最低賃金が 1,000円未満 の事業場 〈全国拡大〉
40 円以上		70 万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	
60 円以上		100 万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場	(変更なし)
90 円以上		150 万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場	
120 円以上		200 万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいい、助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給

(※2) 新たに、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の9都府県が追加となり、全国の事業場が助成金の対象。 [拡充前：38道県 → 拡充後：47都道府県]

- ◆ 助成金の支給は補正予算成立が条件となるが、申請は補正予算成立前であっても可能。
- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となる。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となる。

**業務改善助成事業
(業務改善助成金)**

8.6(4.1)億円

全国47都道府県において、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給。1,000円未満に限る。)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

また、賃金引き上げを行う労働者数に応じ、助成上限額を上乗せする。

引き上げる労働者の数	助成上限額
1~3人	50万円
4~6人	70万円
7人以上	100万円

**中小企業団体助成事業
(時間外労働等改善助成金(団体推進コース))**

4.3(1.5)億円
の内数

3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けて協議するための会議の開催、外部専門家によるコンサルティング、好事例の収集、普及啓発、セミナーの開催等、労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する取組に要した費用を助成する(業種別中小企業団体助成事業との統合)。

助成対象	助成上限額
3社以上で組織した 中小企業事業主団体	500万円
都道府県又はブロック 単位で構成する 中小企業事業主団体	1,000万円

生産性向上の好事例提供
(事例集作成のための調査研究の実施)

0.4(0)億円
の内数

**相談等支援事業
(働き方改革推進支援センター)**

15.5(6.3)億円の内数

働き方改革推進支援センターにおいて、以下の事業も実施(最低賃金総合相談支援センターとの統合)。
 ・賃金引き上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、上記業種に関し関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する。
 ・経営相談等に関する相談があった場合は、適宜、よろず支援拠点など関係機関を紹介する。

相談

助言・周知

中小企業・小規模事業者

助成

助成

キャリアアップ助成金（処遇改善支援）

予定額
43(43)億円

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成

- 全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合（1事業所あたり）
対象労働者数が、1～3人:9.5万円<12万円>、4～6人:19万円<24万円>、7～10人:28.5万円<36万円>
11～100人:2.85万円<3.6万円>×人数

※中小企業において3%以上増額改定した場合、1人当たり14,250円<18,000円>加算
（注1）<>は生産性の向上が認められる場合の助成額 （注2）中小企業以外の助成額は3/4程度

- 一部（雇用形態別、職種別等）の賃金規定等を2%以上増額改定した場合も助成（助成額は上記の半額）

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）（仮称）

予定額
76(39)億円

能力評価を含む人事評価制度を整備し、年功序列や定期昇給のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成する。

- 制度を整備し実施した場合：50万円
- 目標を達成した場合：80万円

人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）（仮称）（新規）

制度要求

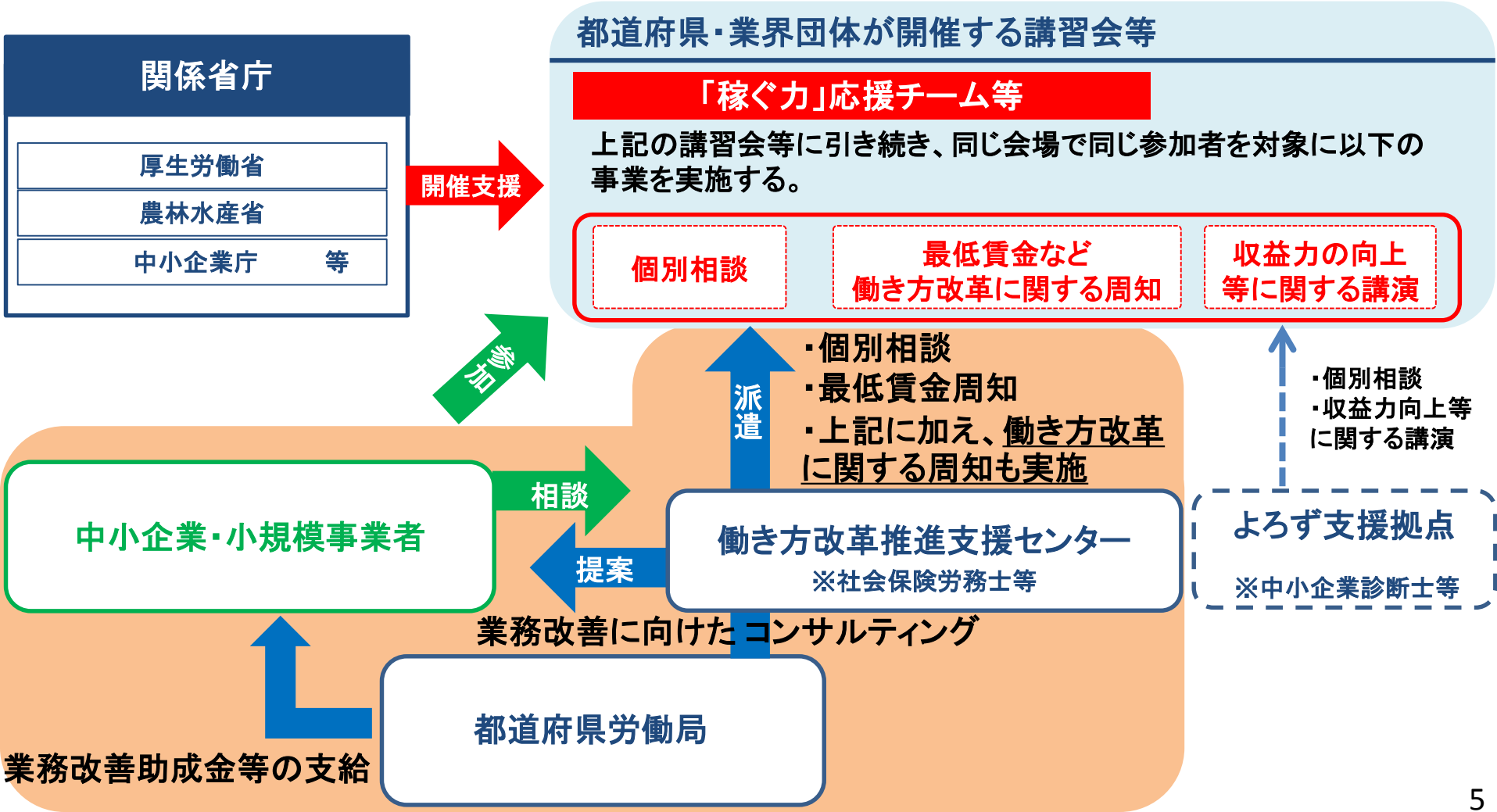
雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」（以下「計画」という。）を作成し、当該計画に係る設備投資（※）を行い、計画開始前と比べて、一定の雇用管理改善及び生産性の向上を達成した場合に一定額を助成する。

（※）設備投資に要した費用が5000万円未満の場合については中小企業のみ対象

最低賃金引上げの影響が大きい業種への支援策

事業の趣旨

最低賃金引上げの影響が大きい業種への支援策として、中小企業・小規模事業者に対して、労務管理又は経営管理の専門家を直接派遣し、事業者が求める改善方法を提案するなどして、中小企業・小規模事業者の生産性や経営力の向上を支援する。



「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の全国展開

生活衛生関係営業

平成29年度当初予算

- 最低賃金の引上げの影響が他の業種より大きいとされている生活衛生関係営業について、都道府県が実施する講習会など様々な機会を活用し、生衛業者の収益力向上を図るため、「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」によるセミナーを平成29年5月末以降13回開催し、全国展開を進めてきたところ。

平成29年度補正予算案

- その全国展開をより一層加速させるため、平成29年度補正予算案において約1千2百万円を計上しており、各地方ブロックで最低1回はセミナーを開催することとし、これらに加え可能な限りセミナーを開催することとする。
- セミナーの開催に当たっては、対象業種を選定し、①飲食業、②宿泊業・理美容業及びクリーニング業などの業種ごとにセミナーの枠を設け、より集中的かつ参加しやすい形式で開催する。

平成30年度当初予算案

- また、平成30年度当初予算案において約1億円を計上しており、全都道府県でセミナーを開催することとしており、飲食業や宿泊業など特に賃金支給水準が低いとされる業種を中心に展開していくこととしている。

※「生衛業『稼ぐ力』支援チーム」の開催趣旨を浸透させるため、開催に当たっては、講習会参加者に対し、事前に政府広報、厚生労働省のホームページ、生衛組合の広報誌など様々な媒体を活用して開催の周知を行うこととしている。

「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の全国展開

<今後のスケジュール>

平成30年1月

- ・15日 滋賀県(近畿) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・17日 兵庫県(近畿) : (対象業種: 宿泊)
- ・30日 沖縄県(九州) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)

平成30年2月

- ・5日 和歌山県(近畿) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・13日 大阪府(近畿) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・14日 兵庫県(近畿) : (対象業種: 宿泊)
- ・19日 鹿児島県(九州) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・20日 東京都(関東・甲信越) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・20日 鳥取県(中国・四国) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・26日 滋賀県(近畿) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)

平成30年3月

- ・5日 宮城県(北海道・東北) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・6日 大阪府(近畿) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・12日 三重県(東海・北陸) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・12日 神奈川県(関東・甲信越) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・19日 広島県(中国・四国) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)
- ・19日 福岡県(九州) : (対象業種: 飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)

平成30年4月

- ・全都道府県において、セミナーを開催予定